

信認金の見直しについて

平成17年 2月15日
証券会員制法人 福岡証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 趣 旨	<p>本所は、会員に対して、信認金として 100万円及び 会員の本店以外の営業所の数に10万円を乗じた金額の合計額を預託するように求めています。信認金は当初有価証券市場における売買取引の委託をした者を保護することなどを目的として導入されたものであるものの、最近では投資者保護基金の導入や顧客資産の分別管理による投資者保護制度の充実等により、その目的が希薄化してきています。こうした中で、営業所の数に応じて信認金の額を変動させることは、会員において営業所の改廃に伴う事務処理等が負担となっており、また、オンライン取引の浸透等を背景に営業所の数に比例して売買代金も増加するとの前提も形骸化してきています。</p> <p>これらのことを受け、会員の事務負担の軽減化を図るなどの観点から、現在の信認金の取扱いを見直すこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信認金については、証券取引法第107条の4において、証券取引所の定款の定めるところにより預託するものと規定されている。 ・信認金の額は、東京、大阪、名古屋及び札幌の各証券取引所は本所と同様の方式で定めている（それぞれの定額部分は300万円、300万円、150万円、100万円と異なる。）が、JASDAQ は一律300万円としている。
2. 概 要	<p>会員が本所に預託する信認金の額は、営業所の数にかかわらず、一律に100万円とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合わせて、会員からの「本店その他の営業所又は主たる事業所その他の事務所の変更」を事前の届出事項から事後の報告事項に変更する。
3. 実施時期	<p>平成17年4月を目処とする。</p>	

以上